

# みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第738号）

2024年9月13日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

### ■ 注目トピックス

#### 商務部など、自動車買い替えの着実な展開に通達を公表

商務部は2024年8月19日、国家発展改革委員会、財政部などと連名で、『自動車の下取り・買い替え関連業務の着実な展開に関する通知』を公表しました。この通達は、『大規模な設備更新と消費財買い替えの更なる支援に関する措置』（国家発展改革委員会など24年7月公表）の方針に基づき、自動車の下取り・買い替えを促進するため、廃車更新の補助金を引き上げました。

### ■ 直近の重要政策

#### マクロ政策

- ✓ 経済社会発展の低炭素化への全面的なモデルチェンジの加速に関する中共中央、国務院の意見（中共中央、国務院、8/11）

#### 産業政策

- ✓ 『エネルギー重点分野の大規模な設備更新の実施方案』の公表に関する通知（国家発展改革委員会など、8/21）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

## ■ 注目トピックス

### 商務部など、自動車買い替えの着実な展開に通告を公表

商務部は2024年8月19日、国家発展改革委員会、財政部などと連名で、『自動車の下取り・買い替え関連業務の着実な展開に関する通知』<sup>1</sup>(以下、通告)を公表しました。この通告は、『大規模な設備更新と消費財買い替えの更なる支援に関する措置』(国家発展改革委員会など24年7月公表。以下、措置)の方針に基づき、自動車の下取り・買い替えを促進するため、廃車更新の補助金を引き上げました。

商務部の責任者は22日の定例会見の正午時点で、商務部の自動車下取り情報プラットフォームに寄せられた廃車更新の補助金申請件数が68万件を超え、この1カ月で、新規に約34万件もの申請件数がありました。自動車買い替え支援策の公表に伴い、廃棄自動車の回収量が急増し、今年1~7月、全国の廃車回収台数は前年同期比37.4%増と350万9,000台になりました。そのうち、5月、6月と7月はそれぞれ前年同期比55.6%増、72.9%増、93.7%増となったことも明らかにしました<sup>2</sup>。

通告の主な内容については、以下図表1をご参照ください。

【図表1】 通告の主な内容

項目	主な内容
① 廃車更新に対する補助金引き上げ	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 『自動車下取り・買い替え補助金実施細則』(商務部など24年4月公表)に基づき、個人が24年4月24日から12月31日にかけて、排ガス基準「国3」以下の内燃機関車(ICE)の乗用車もしくは18年4月30日以前に登録したNEVの乗用車を廃棄し、工業情報化部の「車両購入税の減免対象となる新エネルギー車の車種目録」にあるNEVの乗用車もしくは排気量2,000cc以下のICEの乗用車を購入する場合の補助金を以下のように調整する。</li><li>➢ NEVの乗用車を購入する場合の補助金は2万元(従来は1万元)、排気量2,000cc以下のICEの乗用車を購入する場合の補助金は1.5万元(従来は7,000元)とする。</li><li>➢ これまでの基準で補助金を支給した場合、各地方は同通告の基準に基づき差額を追加支給する。</li></ul>
② 中央財政資金の支援強化	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 国家発展改革委員会はこの措置に基づき、超長期特別国債の発行で調達した資金を廃車更新の補助金に充てる。</li></ul>
③ 関連手続きの最適化	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 各地方の商務主管部門は廃車更新の補助金申請資料を受け取った後、財政、公安、工業情報化などの部門と共同で審査を行い、全国自動車下取り情報プラットフォームを通じて審査結果をフィードバックし、税務部門は協力作業を行う。</li><li>➢ 各地方(省級)の商務主管部門、発展改革委、財政部門は25年2月10日までに補助金の支給状況を商務部、国家発展改革委、財政部に報告しなければならない。商務部は各地方が報告した補助金の支給状況をまとめて審査を実施する。</li></ul>

(通告に基づき、中国アドバイザー一部作成)

<sup>1</sup> 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。

[http://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2024/art\\_a82d4accdade4fb181330d9d24aid766.html](http://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2024/art_a82d4accdade4fb181330d9d24aid766.html)

<sup>2</sup> 会見の内容については下記のURLよりご参考できます。

<http://www.mofcom.gov.cn/xwfbzt/2024/swbzkztxwfbh2024n8y22r/index.html>

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

### マクロ政策

#### 経済社会発展の低炭素化への全面的なモデルチェンジの加速に関する中共中央、国務院の意見

(原文: 中共中央 国务院关于加快经济社会发展全面绿色转型的意见)

中共中央、国務院 2024 年 8 月 11 日公表

##### 【主要内容】

- 中共中央、国務院は、経済社会発展の低炭素化へのモデルチェンジを加速する意見を公表した。
- 30年までに主要資源の利用効率が更に向上し、低炭素化の発展を支援する政策と標準体系が更に整備され、35年までに汚染物と炭素排出削減の共同推進に大きな進展を遂げ、主要資源の利用効率が国際的な先進水準に達することを目標に掲げた。
- 今後の取り組みについて、この意見は、◇産業構造の低炭素化への移行加速、◇エネルギーのグリーン化への転換推進、◇交通輸送分野の低炭素化、◇消費モデルの低炭素化、◇科学技術イノベーションの役割発揮、◇低炭素化へのモデルチェンジに関する政策体系の整備、◇国際協力の強化などを取り上げた。
- また、この意見はいくつかの数値目標も示した。30年までに、省エネ・環境保護産業の規模は15兆元前後、非化石エネルギー消費の割合が25%前後に達する。揚水発電の設備容量は1億2,000万kWを超える。35年までに、新エネルギー自動車は新規販売車両の主流となる。
- 国際協力の強化について、低炭素化に関する国際標準の制定・改定に参加し、主要貿易パートナーとカーボンフットプリントなどの規則の整合化・相互承認を推進する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.gov.cn/zhengce/202408/content\\_6967665.htm](https://www.gov.cn/zhengce/202408/content_6967665.htm)

### 産業政策

#### 『エネルギー重点分野の大規模な設備更新の実施方案』の公表に関する通知

(原文: 关于印发《能源重点领域大规模设备更新实施方案》的通知)

发改弁能源 [2024] 687 号

国家发展改革委员会など 2024 年 8 月 21 日公表

##### 【主要内容】

- 『大規模な設備更新と消費財買い替えを推進する行動方案』（国務院24年3月公表）を着実に実行するため、国家发展改革委员会は国家エネルギー局と連名で、エネルギー重点分野の大規模な設備更新に向けた実施方案を公表した。
- この実施方案は、27年までに、エネルギー重点分野の設備投資規模を23年より25%以上増加させ、石炭火力発電機の省エネ化、熱電併給、柔軟性向上に向けた改修を重点的に推進し、送配電、風力発電、太陽光発電、水力発電などの分野で設備更新と技術改良を実施することを目標に掲げた。
- 今後、重点的に展開する活動について、実施方案は以下7つを取り上げた。具体的には、①火力発電設備の更新と技術改良、②送配電設備の更新と技術改良、③風力発電設備の更新と循環利用、④太陽光発電設備の更新と循環利用、⑤水力発電設備の更新と改修、⑥暖房のクリーン化に向けた更新と改修、⑦標準更新による設備更新と技術改良の促進が挙げられる。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202408/t20240821\\_1392506.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202408/t20240821_1392506.html)

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。